

三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案								
<p>第1条～第3条 省略 (使用することができる者)</p> <p>第4条 農園を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 三田市に住所を有する者のうち、自ら農園を使用し、及び耕作することができる者(農業を生業としている者を除く。)</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者</u></p> <p>2 省略</p> <p>第5条～第6条 省略 (使用料)</p> <p>第7条 使用者は、第5条第1項に規定する許可の際に、1年間の使用料として1区画当たり <u>20,000円</u>を前納しなければならない。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (使用することができる者)</p> <p>第4条 農園を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 三田市に住所を有する者のうち、自ら農園を使用し、及び耕作することができる者(農業を生業としている者を除く。)</p> <p>(2) <u>三田市に所在する事務所又は事業所に勤務する者のうち、自ら農園を使用し、及び耕作することができる者(農業を生業としている者を除く。)</u></p> <p>(3) <u>三田市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体のうち、自ら農園を使用し、及び耕作することができる者(農業を生業としている者を除く。)</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者</u></p> <p>2 省略</p> <p>第5条～第6条 省略 (使用料)</p> <p>第7条 使用者は、第5条第1項に規定する許可の際に、1年間の使用料として1区画当たり <u>次の表の左欄に掲げる面積に応じ、同表の右欄に掲げる額を前納</u>しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1167 895 1675 1031"> <thead> <tr> <th>1区画当たりの面積</th> <th>1年間の使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15㎡</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>30㎡</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>60㎡</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、前条第2項本文の規定により延長して農園を使用する使用者のうち、連続して使用する使用者に係る3年以降の1年間の使用料は、前項の表の左欄に掲げる面積に応じ、同表の右欄に掲げる額に100分の90を乗じて得た額とする。</u></p> <p>以下省略</p>	1区画当たりの面積	1年間の使用料	15㎡	12,000円	30㎡	20,000円	60㎡	30,000円
1区画当たりの面積	1年間の使用料								
15㎡	12,000円								
30㎡	20,000円								
60㎡	30,000円								